

阿武隈川水域

〔主に、東白川郡を除く中通り地方が該当します。〕

【 有害物質 】

排水量の多少にかかわらず、次表の排水基準が適用されます。

項 目	許容限度 (mg/L)	項 目	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1-ジクロロエチレン	1.0
シアン化合物	0.5	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機燐化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六価クロム化合物	0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	ND	チオベンカルブ	0.2
ホリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(硝酸性窒素等)	100
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5

注 カドミウム、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等には、業種による暫定基準の設定があります。

なお、環境保全条例の法定外有害物質(イソキサチオンなどの農薬43物質)についても排水規制を受けませんが、この資料では省略します。

【 一般項目・その他の項目 】

原則として、排水量が30m³/日以上の場合に次表の排水基準が適用されます。

項 目	許 容 限 度 (mg/L)	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	特定施設	5
	排水指定施設	1
n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	10	
フェノール類	1	
銅	2	
亜鉛	2	
溶解性鉄	10	
溶解性マンガン	10	
クロム	2	
窒素(T-N)	120(60)	
燐(T-P)	16(8)	
ニッケル	2	

注1 窒素は、千五沢ダム貯水池(母畑湖)に流入する水域に排出する場合に適用されます。

2 燐は、千五沢ダム貯水池(母畑湖)、三春ダム貯水池(さくら湖)、南湖ため池(南湖)などに流入する水域に排出する場合に適用されます。

3 亜鉛には業種によって暫定基準が設定されている場合があります。

【業種・特定施設による区分】

※ 主な業種から一部抜粋

	業種・特定施設の区分	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD) 又は 化学的酸素要求量(COD) ※2 ※3 mg/L	浮遊物質 量(SS) mg/L	大腸菌群数 個/ml
水質汚濁防止法	畜産農業(1の2) ※1	5.8 ～ 8.6	160(120)	200(150)	(3000)
	食料品製造業、繊維製品製造業等(2、4～7、18の2、19) ※4		60(50)	70(60)	
	水産食料品製造業(3)		40(30)	70(50)	
	旅館業、研究・試験・検査業等(66の2、71の2)		160(120)	200(150)	
	弁当仕出屋、飲食店、病院、卸売市場等(66の3～7、68の2、69の2～3)		40(30)	70(50)	
	と畜業等(69)		80(60)	200(150)	
	し尿処理施設(72)		160(30)	200(70)	
	し尿浄化槽(74該当処理施設)		160(30)	200(70)	
	下水道終末処理施設(73)		160(20)	200(70)	
	下水道整備地域内に設置する73以外の特定施設		25(20)	90(70)	
上記以外のその他の施設	25(20)	70(50)			
環境保全条例	もやし製造業、電子部品製造業、コイン洗車施設、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場、ゴルフ場等	5.8 ～ 8.6	40(30)	70(50)	(3000)

- 注 1 この表の排水基準は、原則として1日当たりの平均排出水量が30m³以上の工場・事業場に適用されます。ただし、畜産農業(1の2)は10m³以上、し尿処理施設(72)は排出水量の如何に拘わらず適用されます。
- 2 基準値欄の()内の値は、「日間平均」の基準です。
- 3 BODは湖沼以外の河川や水路などに排出する場合、CODは湖沼に直接排出する場合に適用されます。
- 4 食料品製造業や繊維製品製造業等で1日当たりの平均排出水量が1000m³以上の場合は、この表より厳しい基準が適用されます。